

○ 経済産業省告示第二百四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十二号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十一年六月十八日から施行する。

平成二十一年六月十六日

経済産業大臣 二階 俊博

第一号中「輸出貿易管理令別表第二の二に掲げる貨物であつて北朝鮮を仕向地とするもの」を「北朝鮮を仕向地とする貨物」に、「同令」を「輸出貿易管理令」に改める。

第二号中「のうち、輸出貿易管理令別表第二の二に掲げる貨物」を削る。

附 則

この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、平成二十二年四月十三日限り、その効力を失う。